



【南九州市移住者運転免許取得支援事業】

移住者の自動車運転免許の取得支援



南九州市では、移住された方が地域で不便なく暮らすことができるよう、自動車の普通免許取得に係る費用の一部を補助しています。

申請受付期間は、転入日から **1年以内** です。

■ 補助金額

補助金額は、運転免許取得のための教習に直接要した経費になります。（上限10万円）

運転免許取得のための
教習に直接要した経費 × 1/2

■ 補助対象経費

自動車教習所（道路交通法第99条に規定する指定自動車教習所をいう）での普通免許（道路交通法第85条第1項に規定する第一種免許の普通免許）の取得のための教習に直接要した経費とします。

■ 補助対象者

- ・ 移住者（令和6年2月1日以降に本市に転入された方）であって、転入日から5年を越えて、本市に居住する意思がある方
- ・ 普通免許を教習の終了後に取得した方
- ・ 過去に普通運転免許を取得したことがない方
- ・ 満18歳以上の方
- ・ 市税等の滞納がない方
- ・ 暴力団員でない方
- ・ 免許が取り消されたあるいは失効した者ではない方

■ 申請の手続き

交付申請書の提出

※所定の様式に必要書類を添えて申請します。

審査・交付決定

（市→申請者）

請求

（申請者→市）

口座振込

（市→申請者）



詳細はこちら